

県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第7号

県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年岩手県条例第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(掲載の申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならない。</p>	<p>(掲載の申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載をし、又は記録をしてはならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。